

# 山梨県公報

号外第三十六号

平成二十七年

五月二十八日

木曜日

## 目次

### 規則

○山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十八号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第一条** 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を「山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。

第二条第一項中「第七条第四項(法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)

第四項において準用する場合を含む。」に改める。

第十条第十三号中「第十三号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第十二号中「第十二号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 省令第四十六条の二第二項の申請書 麻酔銃猟許可申請書(第十九号様式)

第十条第十一号中「第十一号様式」を「第十七号様式」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十号中「第十四号様式」の下に「第十三条の九第七項」を、「第十五条第七項」の下に「第十九条の九第六項」を加え、「第四十六条第六項」を「第四十六条の二第六項、第五十条」に、「第十号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 省令第十三条の九第一項の申請書 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書(第十六号様式)

第十条第九号中「第十二項」の下に「第十三条の九第五項及び第六項」を、「第十五条第六項」の下に「第十九条の九第五項」を、「第四十二条第五項」の下に「第四十六条の二第五項」を加え、「第九号様式」を「第十四号様式」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第八号中「第七条第十項」の下に「第十三条の九第四項」を、「第十五条第五項」の下に「第十九条の九第四項」を加え、「第四十二条第四項」の下に「第四十六条の二第四項」を加え、「第八号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第七号中「第七号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号中「第六号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第五号中「第五号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「第四号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「第三号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号中「第二号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号中「第一号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 法第十八条の三第一項の申請書 鳥獣捕獲等事業認定申請書(第一号様式)

二 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項の申請書 鳥獣捕獲等事業変更認定申請書(第二号様式)

三 法第十八条の七第三項の規定による届出に係る届出書 鳥獣捕獲等事業変更届出書(第三号様式)

四 法第十八条の七第四項の規定による届出に係る届出書 鳥獣捕獲等事業廃止届出書(第四号様式)

五 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項の申請書 鳥獣

捕獲等事業有効期間更新申請書（第五号様式）

第十三号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を第二十号様式とする。

第十二号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を第十八号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
氏名	印
職業	
生年月日	
電話番号	

麻醉銃猟許可申請書

次のとおり住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等をしようとする期間	
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日	

第十一号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のほか、回覧表や第十二号様式による。

- 第十二号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の
- 指定猟法許可証（省令第13条の9第6項）
  - 承認証（省令第15条第7項）
  - 指定猟法許可証（省令第15条第7項）
  - 指定猟法許可証（省令第15条第7項）
  - 承認証（省令第19条の9第6項）
  - 承認証（省令第42条第6項）
  - 麻酔銃猟許可証（省令第46条の2第6項）
- 9第7項）

に改め、同様式を第十五号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

」

第16号様式（第10条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所 の所在地	
名称及び代 表者氏名	印
電話番号	

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

次の指定管理鳥獣捕獲等事業について従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により申請します。

指定管理鳥獣捕獲等 事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等 事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、 職業及び生年月日	

第九号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」<sup>レ</sup>  指定猟法許可証（ 承認証（省令第13条の9）  
 指定管理鳥獣捕獲等事業許可証（省令第13条の9）  
 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9）  
 指定猟法許可証（省令第15条第6項）  
 認定証（省令第19条の9第5項）  
 承認証（省令第42条第5項）  
 麻酔銃猟許可証（省令第46条の2第5項）  
 第5項）  
 9第6項）

に定める、回覧式を第十四号様式とする。

第八号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」<sup>レ</sup>  指定猟法許可証（ 承認証（省令第13条の9）  
 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9）  
 指定猟法許可証（省令第15条第5項）  
 認定証（省令第19条の9第4項）  
 承認証（省令第42条第4項）  
 麻酔銃猟許可証（省令第46条の2第4項）  
 9第4項）

に定める、回覧式を第十三号様式とする。

第七号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」<sup>レ</sup>「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」<sup>レ</sup>に定める、回覧式を第十一号様式とする。

第六号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」<sup>レ</sup>に定める、回覧式を第十一号様式とする。

第五号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」<sup>レ</sup>「愛がん飼養」や「愛玩のための飼養」<sup>レ</sup>に定める、回覧式を第十一号様式とする。

第四号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」<sup>レ</sup>「楷書」や「楷書」<sup>ホ</sup>に定める、回覧式を第十二号様式とする。

第三号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」<sup>レ</sup>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」<sup>レ</sup>「楷書」や「楷書」<sup>ホ</sup>に定める、回覧式を第八号様式とする。

第二号様式を次のように定める。

第2号様式（第10条関係）

（表面）

整理番号						収入証紙	
狩猟免許更新申請書							
山梨県知事 殿							
年 月 日							
住所	〒						
	電話番号						
ふりがな 氏名							印
生年月日							
<p>次のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。）</p>							
<input type="checkbox"/> 網猟免許							
<input type="checkbox"/> わな猟免許							
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	1 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
	2 散弾銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
	3 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	4 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適正試験の結果			適性試験の免除	
			視力	聴力	運動能力		
網猟免許							
わな猟免許							
第一種銃猟免許							
第二種銃猟免許							

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許（免許の種類欄の□にレ印を付す。）

免許の種類	狩猟免許を交付した 都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日
<input type="checkbox"/> 網猟免許			
<input type="checkbox"/> わな猟免許			
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許			
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許			

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類	
-------	--

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付す。）

適正の確認	<input type="checkbox"/>
-------	--------------------------

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1) の鉄砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1) に掲げる鉄砲の種類ごとに主として使用する鉄砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。



第二号様式を第七号様式とする。

第一号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とし、「密書」を「密書」に改め、同様式を第六号様式とし、附則の次に次の五様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業認定申請書

次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

第2号様式 (第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

次のとおり変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	

変更の内容	変更前	変更後
変更しようとする年月日		
変更の理由		

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業変更届出書

次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

変更前の名称	
変更前の住所	
変更前の代表者の氏名	
認定証の番号	
認定証の交付年月日	

変更の内容	変更前	変更後
変更の年月日		
変更の理由		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業廃止届出書

次のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	
廃止した年月日	

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	

鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書

次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第3項の規定により申請します。

認定証の番号		
認定証の交付年月日		
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

(山梨県鳥獣保護員設置規則の一部改正)  
**第二条** 山梨県鳥獣保護員設置規則(昭和三十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県鳥獣保護管理員設置規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「山梨県鳥獣保護員」を「山梨県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第二条の見出しを「(保護管理員)」に改め、同条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第一号中「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項及び第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第三条中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第三号中「保護」を「保護及び管理」に改め、同条第五号中「保護のための」を「保護及び」に改め、同条第六号中「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び管理」に改める。

第四条及び第五条第一項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

(山梨県立自然公園条例施行規則等の一部改正)  
**第三条** 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 山梨県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第二十二号)第十八条第三十三号、第七十五号及び第七十六号

二 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第五十二号)第六条第十四号

三 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)第七条第一項第二号イ

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

**第四条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同款1の項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同款3の項中「第七号第八項」の下に「及び第十四条の二第四項」を加え、同款4の項中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款5の項中「第十二条第六項及び第十四条第四項」を「第七条の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項及び

第十四条の二第四項」に、「公聴会の開催」を「利害関係人の意見の聴取」に改め、同款6の項中「第七条第六項」の下に「(第七条の二第三項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款7の項中「第七条第七項」の下に「(第七条の二第三項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同款103の項を同款121の項とし、同款102の項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同項を同款120の項とし、同款101の項を119の項とし、100の項を117の項とし、同項の次に次のように加える。

118	第七十五条第四項の規定による立入検査	○
-----	--------------------	---

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中99の項を116の項とし、98の項を115の項とし、同款97の項中「98」を「115の項」に改め、同項を同款114の項とし、同款96の項を113の項とし、92の項から95の項までを十七項ずつ繰り下げ、同款91の項中「92」を「109の項」に改め、同項を同款108の項とし、同款90の項を同款107の項とし、同款89の項中「90」を「107の項」に改め、同項を同款106の項とし、同款88の項を同款105の項とし、同款87の項中「88」を「105の項」に改め、同項を同款104の項とし、同款86の項を同款103の項とし、同款85の項中「86」を「103の項」に改め、同項を同款102の項とし、同款84の項を同款101の項とし、同款83の項中「84」を「101の項」に改め、同項を同款100の項とし、同款82の項を同款99の項とし、同款81の項中「82」を「99の項」に改め、同項を同款98の項とし、同款80の項を同款97の項とし、同款79の項中「80」を「97の項」に改め、同項を同款96の項とし、同款78の項を95の項とし、77の項を94の項とし、同款76の項中「77」を「94の項」に改め、同項を同款93の項とし、同款75の項を92の項とし、74の項を91の項とし、73の項を90の項とし、72の項を88の項とし、同項の次に次のように加える。

89	第五十一条第二項ただし書の規定による適性を有することの確認	○	林務環境事務所長
----	-------------------------------	---	----------

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中71の項を87の項とし、63の項から70の項までを十六項ずつ繰り下げ、62の項を73の項とし、同項の次に次のように加える。

74	第三十五条第十二項において読み替えて準用する第二十四条第十項の規定による承認の取消し	○	林務環境事務所長
----	--	---	----------

75	第三十八条の二第一項の規定による麻醉銃猟の許可				
76	第三十八条の二第七項の規定による麻醉銃猟許可証の再交付				
77	第三十八条の二第十項の規定による危険の予防の措置命令				
78	第三十八条の二第十一項の規定による許可の取消し				

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中61の項を72の項とし、60の項を71の項とし、59の項を69の項とし、同項の次に次のように加える。

70	第三十五条第六項の規定による承認対象捕獲等をしようとする者の数の設定				
----	------------------------------------	--	--	--	--

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中58の項を68の項とし、42の項から57の項までを十項ずつ繰り下げ、同款41の項中「開催」を「開催等」に改め、同項を同款51の項とし、同款40の項を次のように改める。

40	第二十八条第四項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針案の縦覧				
----	--	--	--	--	--

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中40の項を50の項とし、33の項から39の項までを十項ずつ繰り下げ、32の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

38	第十八条の二の規定による鳥獣捕獲等事業の認定				
39	第十八条の六第二項の規定による基準に適合させるための措置命令				
40	第十八条の七第一項の規定による変更の認定				

41	第十八条の八第二項の規定による有効期間の更新				
42	第十八条の十第二項の規定による認定の取消し				

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中31の項を36の項とし、27の項から30の項までを五項ずつ繰り下げ、同款26の項中「特定鳥獣」を削り、同項を同款27の項とし、同項の次に次のように加える。

28	第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定				
29	第十四条の二第五項の規定による実施計画に適合する旨の確認				
30	第十四条の二第七項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の委託				
31	第十四条の二第八項の規定による実施計画に適合する旨の確認				

別表第二の五の表みどり自然課の部五の款中25の項を26の項とし、20の項から24の項までを一項ずつ繰り下げ、同款19の項中「20」を「21の項」に改め、同項を同款20の項とし、同款中18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、同款16の項中「17」を「18の項」に改め、同項を同款17の項とし、同款15の項を同款16の項とし、同款14の項中「15」を「16の項」に改め、同項を同款15の項とし、同款13の項を同款14の項とし、同款12の項中「13」を「14の項」に改め、同項を同款13の項とし、同款11の項を同款12の項とし、同款10の項中「11」を「12の項」に改め、同項を同款11の項とし、同款9の項を同款10の項とし、同款8の項中「9」を「10の項」に改め、同項を同款9の項とし、同款7の項の次に次のように加える。

8	第七条の二第一項の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定				
---	------------------------------	--	--	--	--

附則



(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番